

総合知学会 会則

第1条 本会は、総合知学会(The Society for Multi-Disciplinary Knowledge)と称する。

第2条 本会は、知の根本問題の探求と、各種知の総合、すなわち その再創造・再組織化に関する研究を進めることを目的とする。

第3条 本会は、この目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定例会の開催。
2. 論文の審査
3. 学会誌の発行
4. 年会の開催
5. その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とし、**A**会員(インターネット会員)及び**B**会員で構成される。**B**会員の入会には、会の承認を必要とする。**A**会員については、別に定める。

- 2 本会の事務局は、会長、幹事、および会計幹事により構成される。
- 3 本会の事務局は、会長、あるいは会幹事もしくは会計幹事の住所とする。

第5条 本会に会長(本会を代表し、会務を統括する)一名と、幹事一名ないし二名、会計幹事一名、および監査役一名をおく。幹事は監査役を兼務することができる。会長は、幹事、会計幹事、および監査役を任命する。任期はそれぞれ二年とする。本会に顧問をおくことができる。会の承認がある場合は、再任を妨げない。

第6条 **B**会員の会費は、年額3千円とする。

第7条 本会則は、会の承認により変更することができる。会の承認は、意見表明者(メールでの賛否、投票、挙手等)の過半数をもって有効とする。

第8条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。